

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の
被災地等の医療機関等の皆様へ（第 5 報）

2 3 年 3 月診療分の診療報酬等の請求方法について（その 1）

1 診療録等を滅失又は棄損した医療機関・薬局・訪問看護ステーション

3 月 1 1 日以前の診療分は、概算による請求が行えます。
概算請求を行う場合は、概算請求届出書を支払基金に提出します。
3 月 1 2 日以降の診療分は、通常の手続き（レセプト）による請求を行います。

2 被災後に診療を行った場合の概算による請求

災害救助法適用地域（東京都の区域を除く。）に所在する医科に係る保険医療機関であって、平成 2 3 年 3 月 1 2 日以降に診療を行ったものについては、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、概算請求届出書を提出することにより、同月 1 か月分を通して概算による請求を行うことができます。

3 上記 1 及び 2 以外の場合

通常の手続き（レセプト）による請求を行います。

4 請求書又は概算請求届出書の提出期限

4 月 1 3 日（水）までです。オンライン請求も同様です。

被災地の県医師会・歯科医師会・薬剤師会の皆様へお願い

- ・ 4 月 1 3 日までに診療報酬等の請求がない医療機関等には、所在する地域の支払基金から 3 月診療分の提出について照会して対応します。
- ・ 被災地の医療機関等の状況について、情報を提供していただければ幸いです。

【照会先】最寄りの支払基金支部 または 支払基金本部事業統括部

電話番号 03 - 3591 - 7441 (内線 333 334 335)

メール jt01@ssk.or.jp

23年3月診療分の診療報酬等の請求方法について（その2）

被保険者証等を医療機関に提示せずに受診した患者さんの、診療報酬明細書（レセプト）の請求方法を紹介します。

1 保険者を特定できるが、記号・番号が確認できない場合

（紙レセプトによる請求）

- ・ 保険者番号は、レセプトの所定の欄に記載します。
- ・ 記号・番号は、レセプトの欄外上部に赤色で「不詳」と記載します。
なお、記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・ 保険者番号を記録します。
- ・ 記号は記録しません。
- ・ 番号は「99999999」（9桁）を記録します。
- ・ 摘要欄の先頭に「不詳」と記録します。
なお、記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記録します。

2 保険者も特定できない、記号・番号も確認できない場合

（紙レセプトによる請求）

- ・ 住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を、レセプトの欄外上部に記載します。
- ・ 記号・番号は、記載しません。
なお、記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載します。

（電子レセプト（電子媒体・オンライン）による請求）

- ・ 保険者番号は「99999999」（8桁）を記録し、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合は連絡先を記録します。
- ・ 記号は記録しません。
- ・ 番号は「99999999」（9桁）を記録します。
なお、記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記録します。

3 医療機関の窓口で一部負担金を猶予した患者さんの請求

(紙レセプトによる請求)

- ・レセプトの欄外上部に赤色で「**災1**」と記載し、一部負担金欄に「支払猶予」と記載します。
ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係るレセプトと、猶予措置等の対象にならないレセプトがある場合は、双方を2枚1組にして、通常のレセプトとは別に束ねて請求します。
- ・ひとりの患者さんにおいて、猶予措置等に係る診療等と、それ以外の診療等を区別することが困難なレセプトは、レセプトの欄外上部に赤色で「**災2**」と記載し、一部負担金欄に「支払猶予」と記載します。
- ・記号・番号が確認できる場合は、記号・番号を記載しますが、確認できない場合は、レセプトの欄外上部に赤色で「**不詳**」と記載します。

(電子レセプト(電子媒体・オンライン)による請求)

- ・「**災1**」については、
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「96」、
保険者レコードの減免区分に「3」、
摘要欄の先頭に「**災1**」と、記録する。
- ・「**災2**」については、
レセプト共通レコードのレセプト特記事項に「97」、
保険者レコードの減免区分に「3」、
摘要欄の先頭に「**災2**」と、記録する。

4 保険優先の公費負担医療を持つ患者さんの請求

- ・一部負担金等を猶予したときは、患者さんの負担分がゼロであることから、保険優先の公費負担医療の対象になりません。
- ・一部負担金等を猶予した場合は、従来、公費併用レセプトで請求する患者さんのレセプトであっても、医療保険単独として請求します。
公費負担者番号及び公費受給者番号を記載する必要はありません。

【照会先】最寄りの支払基金支部 または 支払基金本部事業統括部

電話番号 03-3591-7441 (内線 333 334 335)

メール jt01@ssk.or.jp

23年3月診療分の診療報酬等の請求方法について（その3）

診療報酬請求書の取り扱いについて紹介します。

1 保険者を特定できない場合の診療報酬請求書

- ・診療報酬請求書の備考欄に、未確定分である旨を明示し、件数・診療実日数・点数等を記載します。

2 医療機関の窓口で一部負担金を猶予した患者さんの診療報酬請求書

- ・診療報酬請求書については、各レセプトの該当する種別及び管掌の欄に通常請求するレセプトと合算して記載します。

【参考】[\[平成23年3月29日付け事務連絡\]東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（厚生労働省保険局医療課）](#)

【照会先】最寄りの支払基金支部 または 支払基金本部事業統括部

電話番号 03-3591-7441（内線 333 334 335）

メール jt01@ssk.or.jp